

業務委託仕様書

1 件名

「三島村・鬼界カルデラジオパークワンデークルーズツアー」業務委託

2 履行期間

契約締結日から～令和 7 年 12 月 16 日まで

3 履行場所

鹿児島県三島村地内

4 委託内容

日帰りツアー（以下「ツアー」という。）の企画・実施を 1 回行い、アンケートの集計及び報告書の作成を行う。

（1）ツアーの企画

受託者は、コンペで提案した内容をもとに以下の点に留意し、三島村役場と協議の上、決定するものとする。

なお、受託者は、契約締結後速やかに「事業計画（スケジュール及び実施体制を含む）」を作成し、三島村役場の承認を得ること。

①「三島村・鬼界カルデラジオパーク」の魅力を実感してもらい認知度の向上と三島村ならではの旅行商品化を目指す内容とする。

②伝統文化と自然等、三島村ならではの魅力を組み合わせた内容とすること。

③観光のみならず環境問題や防災についても学べるプログラムを取り入れることとする。

（2）行程

①三島村の 3 つの島を巡る日帰りツアーを 1 回行うこととする。

②三島への旅行には往路、復路とも「フェリーみしま」を使うこと。

③自然災害や道路交通事情等によりやむを得ず変更する場合は、その都度、担当と協議すること。

④あらかじめ行程表を村に提出すること。

（3）参加者の資格及び定員

①対象者の年齢、性別等は指定しない。

②実施する日帰りツアーは 40 人以内とする。

（4）参加者の資格及び定員 参加者との連絡調整

①参加者との連絡調整は、受託者が窓口となり実施すること。

②荒天のためツアーの実施が困難であると判断した場合は、前日までに中止の判断を

し、参加者に連絡すること。

(5) 食事等の手配

①ツアー中に必要な弁当等の手配を行うこと。

②弁当等の提供については、アレルギー等の安全性に十分配慮し、特別な対応が必要な参加者については、関係者と事前に調整すること。

(6) 催行までの準備

①ホームページやチラシ等により、ツアーの周知を行うこと。

②行程に併せて、村内の関係者やフェリー運航責任者、及び村担当等と必要な調整を行うこと。

③救急用品、携帯電話等、必要な携行品を備えること。

④ツアーを安全かつ円滑に催行できるよう、必要に応じて下見をするなどを行い地域の状況、特長を十分把握した上でツアーに臨むこと。また、不明な点については、事前に関係者と十分協議すること。

⑤ツアー中の万が一の事故に対応するため、国内旅行傷害保険に加入すること。

(7) ツアーの催行

①行程、プログラムに沿って、ジオパークの魅力、三島村の概要・歴史及び見どころなど参加者に説明が出来る知識を備えたガイドを配置すること。

②今後のツアー企画の参考となるよう、復路の船内でアンケートの記入を参加者に依頼すること。アンケートの内容は村担当者と協議して作成すること。

③出発時には必ず点呼による確認を行うこと。

④ツアーの催行中、全体の流れがわかるようにカメラで記録写真を撮ること。

⑤その他、ツアー催行に当たり必要なことについて、村担当等の指示に従い履行すること。

(8) 業務完了報告

ツアー催行中に撮影した写真（電子データ）、アンケート原本及び集計結果を、業務完了後速やかに、業務完了報告書とともに提出すること。

(9) 注意事項

①参加者に、ツアー中の事故防止等注意喚起を行うこと。

②受注者は、ツアー当日、村の担当及び参加者が連絡のとれる携帯電話を備え、参加者の安全に十分配慮すること。また、キャンセルやツアーに係る質問等の連絡にも対応すること。

③急病、怪我人等が発生した場合は、村の担当に連絡の上、村内診療所や近隣医療機関等に速やかに搬送すること。また、医療機関の連絡先については、催行までに把握しておくこと。

④自然災害・道路事故等が発生した時は、村の担当に速やかに報告の上、参加者の安全を第一として直ちに適切な処置を講ずること。また、必要に応じて関係機関に連絡

すること。

5 委託料

委託上限額は 874,190 円とする。(消費税および地方消費税を含む)

村は、以下の経費を委託料として受注者に支払う。

- (1) ツアー広告宣伝に係る経費
- (2) ツアーの企画・技術・プロデュース経費
- (3) 帯同スタッフの旅費交通費
- (4) チラシ・資料作成に係る経費
- (5) アンケート等業務完了報告作成に係る経費
- (6) 参加者への配布物に係る経費
- (7) ツアー実施に係る管理経費
- (8) その他必要な経費

6 委託料の額の確定

業務完了後、受託者から提出された完了報告書に基づき、委託料の額を確定することとし、天候等の影響で催行回数や参加人数が当初計画より減少し、不要と認められる経費については減額するものとする。

7 支払方法

業務完了払（前金払いは契約額の 10 分の 4 以内とする。）

8 その他

- (1) 本仕様に疑義が生じた場合は、あらかじめ担当と十分協議すること。
- (2) 受注者は、三島村個人情報保護条例（平成 17 年条例第 15 号）を遵守すること。
また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (3) 三島村暴力団排除条例（平成 24 年第 9 号）を遵守すること。
- (4) 業務の遂行に当たっては、関係法令を順守すること。

9 契約保証金

無

10 担当

三島村役場 定住促進課 平裕介、坂本房江

TEL 099-2223141 / FAX 099-223-1832